

平成 21 年 6 月 15 日現在

研究種目：基盤研究(B)
 研究期間：2005～2008
 課題番号：17402005
 研究課題名（和文）
 最先端知的財産権の法的エンフォースメント・メカニズムの学際的研究
 研究課題名（英文）
 Interdisciplinary studies on the enforcement mechanism of the intellectual property rights for high technology
 研究代表者
 大淵 哲也（OBUCHI TETSUYA）
 東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
 研究者番号 30322035

研究成果の概要：

研究成果の詳細については、主な発表論文及び書籍を参照されたい。

とりわけ、本科研費の中心的研究テーマとして、特許審決取消訴訟における審理範囲、特許無効審決取消訴訟とクレーム訂正、間接侵害、クレーム解釈、損害賠償、特許侵害訴訟における特許無効の可否という理論上も実務上も極めて重要な諸問題について研究成果を収めている。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	3,700,000	0	3,700,000
2006年度	2,900,000	0	2,900,000
2007年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2008年度	2,300,000	690,000	2,990,000
年度			
総計	11,200,000	1,380,000	12,580,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：知的財産権、エンフォースメント、先端科学技術

1. 研究開始当初の背景

現代のような高度情報化社会では、知的財産権がますます重要な意味を持つこととなるが、実効性あるエンフォースメントなくしては、知的財産権が果たすべき役割を全うすることができない。しかしながら、研究開始当初は、この点について包括的な比較法研究を踏まえた検討が必ずしも十分とはいえない状況にあった。

2. 研究の目的

本研究は、現代の高度情報化社会の最も基本的な法的インフラともいべき知的財産権に関して、特許権を中心として、権利の

有効性、権利の保護範囲、権利侵害に対する救済等の各重要論点について、包括的な比較法研究を踏まえて、従来になく新たな視点から徹底的に分析検討を加えて、先端科学技術等にも対応可能な実効性のある法的エンフォースメント・メカニズムの再構築を図ろうとするものである。

3. 研究の方法

実験という検証手段が有効でない法学の分野においては、他国の法制度との比較により、問題点を分析検討するという比較法研究の手段が、不可欠の重要性を有している。そこで、本研究の方法は、権利の有効性関係、

権利の保護範囲関係、権利侵害の救済関係という相互に密接に関連する三分野を研究対象の中心として、ドイツ法・オーストリア法、フランス法、米国法、英国法、条約関係につき、現地調査を含め、広範囲にわたる包括的な文献渉猟とその徹底的な読み込みを行う。このような文献調査を徹底的に行った上で、この分野での主要な法学者・法律家等とのインタビュー等を経て、研究成果をまとめるという手法をとる。

4. 研究成果

研究成果の詳細については、主な発表論文及び書籍を参照されたい。

とりわけ、本科研費の中心的研究テーマとして、特許審決取消訴訟における審理範囲、特許無効審決取消訴訟とクレーム訂正、間接侵害、クレーム解釈、損害賠償、特許侵害訴訟における特許無効の可否という解釈上も実務上も極めて重要な諸問題について研究成果を収めている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 18 件)

1. Tetsuya Obuchi, "Two Major and Long-Lasting Patent Law Issues in Japan", in: Prinz zu Waldeck, *et al.* (eds.), Patents and Technological Progress in a Globalized World: Liber Amicorum Joseph Straus, 431-444 (2009.1). 査読なし

2. 平嶋竜太「著作権侵害主体の評価をめぐる議論について - 私的利用領域の拡大と差止範囲画定の視点から」『現代社会と著作権法(斎藤博先生御退職記念論集)』(弘文堂、2008年)228-260頁、査読なし

3. 平嶋竜太「複数主体による特許権侵害について判断した事例」速報判例解説3巻(日本評論社、2008年)243-246頁、査読なし

4. 井上由里子「普通名称性の立証とアンケート調査 - アメリカでの議論を素材に」『知的財産法政策学研究20号(2008年)235-263頁、査読なし

5. 平嶋竜太「ソフトウェア関連発明における自然法則利用性の評価について - 回路シミュレーション方法事件判決を端緒とした検討」『知的財産法政策学研究20号(2008年)65-94頁、査読なし

6. 大淵哲也「不使用取消審決取消訴訟における使用の事実の立証等(シエトア事件)」商

標・意匠・不正競争判例百選(2007年)90-91頁、査読なし

7. 大淵哲也「特許訴訟・審判制度の現状と今後の課題」『ジュリスト1326号(2007年)34-51頁、査読なし

8. 大淵哲也「審決取消訴訟の審理範囲等について」『審決制度に関する今後の諸課題の調査研究報告書(平成18年度特許庁産業財産権制度問題調査報告書)』(財団法人知的財産研究所、2007年)4-64頁、査読なし

9. 平嶋竜太「ソフトウェア関連発明と知的財産法」別冊NBL(知財年報2006)116号(2006年)255-270頁

10. 大淵哲也「特許法上の特許と特許無効」行政判例百選 [第5版](2006年)130-131頁、査読なし

11. 大淵哲也「著作権侵害による損害の賠償 - 知的財産法からのアプローチ」著作権研究31号(2006年)42-58頁、査読なし

12. 大淵哲也「法的保護システムの面からみた著作権法の特色 - 特許法等との対比を軸にして」『コピーライト26巻541号(2006年)2-19頁、査読なし

13. 井上由里子「不正競争防止法上の請求権者」日本工業所有権法学会年報29号(2006年)175頁-186頁、査読なし

14. 大淵哲也「特許法等の解釈論・立法論における転機」『知的財産法の理論と現代的課題』(弘文堂、2005年)2頁-67頁、査読なし

15. 斎藤誠「知的財産法のシステムにおける行政法理」『知的財産法の理論と現代的課題』(弘文堂、2005年)599頁-620頁、査読なし

16. 井上由里子「『購買後の混同』と不正競争防止法上の混同概念 - アメリカ法の議論を手がかりに」『知的財産法の理論と現代的課題』(弘文堂、2005年)417頁-435頁、査読なし

17. 平嶋竜太「不正な目的でのインターネットドメイン名の取得」メディア判例百選(2005年)236頁-237頁

18. 平嶋竜太「ファイルログ事件中間判決」『インターネット上の誹謗中傷と責任』(商事法務、2005年)229頁~240頁

〔図書〕(計2件)

1. 梶山敬士・平嶋竜太ほか編著『ライセンス契約 ビジネス法務大系1』(日本評論社、2007年)311-355頁

2. 大淵哲也ほか『クレーム解釈論』(判例タイムズ社、2005年)2-48頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大淵 哲也 (OBUCHI TETSUYA)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号 30322035

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

斎藤 誠 (SAITO MAKOTO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号 00186959

井上 由里子 (INOUE YURIKO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号 60232568

平嶋竜太 (HIRASHIMA RYUTA)
筑波大学・大学院ビジネス科学研究科・准教授
研究者番号 70302792